橿原公苑明日香庭球場 ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集の趣旨

民間の資金を活用して、持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることを目的として、県有施設のネーミングライツ・パートナー(以下、「パートナー」という。)を以下のとおり募集します。

2 募集の概要

次の条件で、パートナーを募集します。

なお、今回命名していただくのは、施設の愛称であることから条例で定める施設の名称の改 正は行いません。

(1) 対象施設及び希望金額等

施設名	希望金額	契約期間
橿原公苑明日香庭球場	総額:2,460千円	R7.11.1~R11.3.31
	(年額:720千円)	(3年 <mark>5</mark> か月)

- ※1 各施設の所在地及び概要は別紙2~3のとおりです。
- ※2 募集する希望金額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。また、希望金額未満の場合も応募は可能とします。

なお、ネーミングライツ料の使途は、施設のサービスの維持、向上のために必要な事業の財源とします。

- ※3 契約期間は上記表のとおりです。なお、県のスポーツ振興施策の状況その他やむを得ない事情により、契約期間を短縮する場合があります。
- ※4 契約期間の終了に際しては、引き続きパートナーを募集する場合、契約者の希望があれば優先的に契約更新の交渉をすることができます。その際、応募時の提出書類に準じた 資料の提出を求めることがあります。
- ※5 上記の複数の施設に応募いただくことも可能とします。ただし、選定に際しては、施設ごと に応募者間の順位付けを行い候補者を選定するため、応募内容によっては、いずれか 一方の施設のみ、となる場合や候補者とならない場合があります。

(2) 命名条件

- ① 次のいずれかに該当するものは、名称として使用できません。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

- エ 政治性又は宗教性のあるもの
- オ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- カ 個人の氏名
- キ その他、名称として適当でないと認められるもの
- ② 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- ③ 新名称(愛称)が定着するまで、愛称の使用開始から約1年間、条例上の名称を併記させていただくことがあります。
- ④ 愛称は、県民に親しまれ、かつ、施設がスポーツ施設であることがわかるものとしてください。(商標権等の侵害とならないよう、事前にご確認ください。)

(3) 愛称の使用開始予定時期

令和7年11月1日からを予定していますが、後記4により選定した候補者との協議により決定します。

(4) 費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとします。

契約終了後の原状回復についても同様とし、命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担していただくものとします。

区分	施工	費用負担	備考
看板の表示変更	命名権者	命名権者	
(道路標識を除く)			
道路標識	奈良県	命名権者	県が道路管理者として設置したもの
			に限ります
県の印刷物、県のホームペ	奈良県	奈良県	新規作成分を対象とします
一ジの表示変更			

なお、愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、使用期間 及びネーミングライツ料の変更はありません。

(5) 応募資格

法人又は法人により構成されたグループ(以下、「法人等」という。)を対象としますが、次のいずれかに該当する法人等は除きます。

- ① 奈良県県有施設広告掲出要綱及び奈良県県有施設広告掲出基準の規定に抵触する法人等
- ② 奈良県から入札参加資格停止措置を受けている法人等、または奈良県から不利益処分を受けている法人等
- ③ 国税または地方税を滞納している法人等

- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)または会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続または更生手続開始の決定を受けた法人等
- ⑤ 代表者等(役員及び経営に事実上参加している者)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人等
- ⑥ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員と密接な関係を有する 者
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定 する風俗営業に該当する事業等を営む者
- ⑧ 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業を営む者
- ⑨ その他命名権を取得することが適当でないと県が認める法人等なお、グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。
 - ・グループを構成するすべての法人が応募資格を有すること
 - ・グループを代表する法人を定めること
 - ・単独で提案した法人は、グループの構成員になることはできないこと
 - ・複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

また、奈良県内に事業所を有するなど「本県との関わり」がある場合については、選定の際に考慮することとします。

(6) 留意事項

- ① パートナーの決定後に、パートナーが前記(5)に記載した要件を欠くこととなったとき、又は 社会的信用を著しく損なうなどパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、パート ナーの決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。
- ② 新規設置の看板等により第三者に損害が生じた場合や施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担はパートナーが負うものとします。

3 応募の方法

(1) 提出書類

応募者は次の書類を6部(正本1部、副本(写し)5部)提出してください。

- ホーミングライツ取得申込書(様式1)
- ② ネーミングライツ取得申込に係る誓約書(様式2)
- ③ 会社概要
- ④ 法人役員名簿(様式3)
- ⑤ 申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支計算書その他法 人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかに

する書類

- ⑥ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)、印鑑証明書
- ⑦ 国税及び地方税に滞納がないことを証する書類
- ⑧ 地域貢献の状況(地域に根ざした企業活動を行い、地域の発展に寄与していること)が分かる書類(様式任意)

(2) 申込期間及び申込方法

- ① 令和7年7月18日(金)から令和7年8月15日(金)まで
- ② 郵送

(提出期限必着とし、(3)申込先担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出してください。)

なお、提出する場合は、必ず発送又は送信した旨を電話にて「5 問い合わせ先」にお伝えください。電話連絡がない場合、県が提出書類を受理しない場合があり、それにより不利益を被った場合でも、県は一切責任を負いません。

(3) 申込先

奈良県地域創造部スポーツ振興課スポーツ振興企画係

(奈良県庁本庁舎4階)

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

電 話:0742-27-5421(ダイヤルイン) FAX:0742-23-7105

(4) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間 令和7年7月18日(金)午後3時から令和7年7月31日(木)午後5時まで
- ・受付方法 質問票(様式4)にご記入のうえ、メール又は郵送により「5 問い合わせ先」まで 提出してください。

なお、メール送信後は、必ず電話にて送信した旨をご連絡ください。電話・来訪な ど口頭による質問は受け付けません。

・回答方法 法人名等を除き、質問及び回答は、奈良県地域創造部スポーツ振興課ホームページで公表します。

(5) その他

① 申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

- ② 提出された書類はお返ししません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。 (県庁内及び選定審査会での使用に限ります。)
- ④ 提出された書類は、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。また、情報公開の請求により開示することがあります。

4 選定の方法

別途設置する選定審査会(9月上旬~中旬開催予定)において、別紙1の選定基準をもとに候補者及びその順位を選定します。

選定または非選定の通知は全応募者に書面にて行います。非選定通知書を受けた者は、非 選定の通知日の翌日から起算して5日(県の休日を除く)以内にその理由の説明を書面により求 めることができます。

なお、同点で複数の最高得点者が出た場合は、「命名権料」、「地域貢献の状況」、「応募の動機」の順で点数の高い者をネーミングライツパートナーとします。

応募者が2者に満たない場合は、審査基準による得点が6割以上であり、かつパートナーと して適当であると選定審査会で承認されたことを条件に、候補者として決定します。

選定審査結果については、パートナーに選ばれなかった法人等の名前等を除き、公表するとともに、すべての応募者に文書で通知します。

その後、候補者と契約内容について協議を行い、合意に至り次第、契約を締結します。

なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものと します。

5 問い合わせ先

奈良県地域創造部スポーツ振興課スポーツ振興企画係

〒630-8501 奈良市登大路町 30番地

電 話:0742-27-5421(ダイヤルイン) FAX:0742-23-7105 メール:sports@office.pref.nara.lg.jp